

下関市立安岡中学校

学校いじめ防止基本方針

1. いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、そのような状況の中では、周囲の多くの者がいやな思いをし、互いに認め合い高め合う集団にはならない。

したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

いじめとは、当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）によって、心身の苦慮を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法 第2条】

(3) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはならない。【いじめ防止対策推進法 第4条】

(4) 学校及び職員の責務

全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、その再発防止にも努める。

2. 校内体制の確立

いじめの防止等の対策のための組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーとする。ただし、校長が必要と認めた場合は、構成員以外の参加を認める。

(2) 主たる活動

- ①いじめの未然防止、早期発見、解決に向けた取組の中核となる。
- ②教育委員会への報告・相談を行う。
- ③必要に応じて関係機関と連携をとる。

(3) 開催

週1回を定例会として行い、緊急時は臨時に開かれるものとする。

3. 日常の取組

(1) 未然防止に向けて

- ①いじめを許さない風土づくり
- ②全ての生徒が参加・活躍できる授業の工夫
- ③道徳の時間、学級活動などの充実
- ④生徒会活動の活性化
- ⑤地域ボランティア活動への積極的参加の推進

(2) 早期発見に向けて

- ①毎週に生活アンケートを行う。
- ②連絡ノートを活用して情報を収集する。
- ③年2回全校生徒対象の教育相談を行うほか、個別の教育相談（教育相談担当教員、学年教員、スクールカウンセラー等）を適宜行う。
- ④授業と授業の合間や、昼休みなどに、学年教員を中心に見守り体制をつくる。

4. 解決に向けた取組

- (1) 気づいた情報を、職員朝礼等を利用して確実に共有するとともに、相互の報告・連絡・相談を密にして、きめ細かな情報交換に努める。
- (2) いじめが発覚した場合は、事実関係を迅速かつ的確に把握するとともに、下関市教育委員会へ報告する。
- (3) 事実確認に基づき、いじめの解消と再発防止のため、被害生徒のケアとその保護者への支援ならびに加害生徒の指導とその保護者への助言を、継続的に行う。
- (4) 被害生徒と加害生徒に配慮しながら、いじめが発生した集団に対し、再発を防ぐ教育活動を行う。
- (5) なお、加害生徒への必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難と考えられる場合や、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、下関市教育委員会とも連携し、下関警察署等の関係機関と連携して対処する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに下関警察署に通報し、適切に援助を求める。

5. 重大事態への対応

- (1) 下記のような事態が発生したときは、学校は重大事態が発生したと判断する。
 - ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - ②生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
 - ③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき
- (2) 重大事態が発生したと判断した場合、学校は次の対処を行う。
 - ①重大事態が発生した旨を、速やかに下関市教育委員会に報告する。

- ②下関市教育委員会の指導・支援のもと、当該事案の調査組織を設置する。
- ③調査組織が学校に設置された場合は、事実関係を明確にするための調査を実施し、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、調査結果を下関市教育委員会へ報告し、調査結果を踏まえた必要な措置を講ずる。
- ④調査組織が下関市教育委員会に設置された場合は、その指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

6. その他

本校のいじめ防止基本指針が的確に運用され、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができているか、検証・分析を加えながら、本指針をより実効性のあるものに改訂していく。